

市・県民税の申告

2月12日(木)から3月16日(月)まで

正しい申告をしましょう

今年も市・県民税の申告の時期がやってきました。

申告が必要と思われる方には、事前に申告案内を送付します。で、日程表をご覧いただき、できるだけ指定された日時に申告されますようお願いいたします。

案内が届かない方でも申告の必要があると思われる方は、最寄りの会場で申告をしてください。

公営住宅、児童手当、保育所などの手続きに必要な各種証明書などの発行が必要な方は、収入の有無にかかわらず申告が必要です。

また、収入の無かった方や遺族年金・障害年金など（非課税所得のみ）を受給している方で、国民健康保険に加入されている方は、国民健康保険税の軽減措置が受けられる場合がありますので、該当する方は申告をしてください。なお、市・県民税の申告をされた方は、国民健康保険税の簡易申告をする必要はありません。

市民の皆さんが健康で潤いのある豊かな暮らしを送るための大切な税ですので、社会のルールとして正しい申告をしましょう。

申告が必要な方

平成21年1月1日現在、石巻市に住所がある方で、平成20年中に収入があり、次の項目に該当する方。

- ① 営業、農業、不動産、一時、配当などの所得があった方
 - ② 給与所得者で会社で年末調整されていない方や2カ所以上の会社から給与を受けた方
 - ③ 平成20年中に会社を退職して再就職していない方
 - ④ 年金所得者で、扶養親族等申告書を年金保険者へ提出しなかった方
 - ⑤ 収入が無い方や、遺族年金などの非課税所得のみの方で、市の国民健康保険に加入している方
- ※給与・年金所得者で医療費控除などの各種控除を受けようとする方は、申告をしないと控除の対象になりません。



※申告受付日程表は、8・9ページに掲載しています。

申告しなくてもよい方

- ▼ 税務署で確定申告をした方
- ▼ 勤め先で年末調整をした方

申告に必要なもの

- ▼ 事業所得者は、売り上げや経費などがわかる各種帳簿および領収書（円滑な申告相談のため、帳簿などはあらかじめまとめてくるようお願いいたします）
- ▼ 給与所得者および年金所得者は、源泉徴収票または給与支払明細書

- ▼ 平成20年中に支払った生命保険料、地震保険料、長期損害保険料、国民健康保険税（後期高齢者医療保険含む）、国民年金保険料、介護保険料、医療費などの支払証明書や領収書
 - ▼ 本人または被扶養者が障害者の場合は、障害者手帳
 - （要介護認定に係る障害者控除を受ける方は、市交付の障害者控除対象者認定書）
 - ▼ 印かん（金融機関届出印）
 - ▼ 還付申告の場合は、振込用通帳の口座番号がわかるもの
- ☒ 市民税課（内線278・240）

◆ 税務署からのお知らせ ◆

- ◆ 申告書は自分で書いてお早めに！
平成20年分所得税の確定申告の相談および申告書の受け付けは、2月16日(月)から3月16日(月)までです。
還付申告の方は、2月13日(金)以前でも申告書を提出することができます。
申告書は「所得税の確定申告の手引き」などを参考にご自分で記載して、送付などによりお早めに提出してください。
- ◆ パソコンで楽々申告！
国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』では、申告書を自動計算により簡単に作成・印刷することができます。また、e-Taxを利用すると、申告データを直接電子申告することもできます。
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>
e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>
申告書などの送付先
〒986-0827 石巻市千石町2番35号 石巻税務署
☒ 石巻税務署 ☎22-4151
税務署にお電話いただければ、音声案内により電話相談センターにおつなぎします。

◆ 平成21年度市・県民税の主な改正点 ◆

- ★ 寄附金控除の見直し
平成20年度税制改正において、寄附金税制が拡充されました。平成20年1月1日以降に支出した寄附金が該当になります。
これまで控除対象額が10万円以上だったものが、5千円以上の寄附金額から対象となります。
- | | | |
|----------|----------|--|
| 一般の寄附金 | 対象となる寄附先 | ○住所地の都道府県共同募金会
○日本赤十字支部
○都道府県または市町村が条例により指定した事業所 ※ |
| | 控除額 | (寄附金－5千円)×10%を市・県民税所得割額から税額控除 |
| ふるさと納税制度 | 対象となる寄附先 | 地方公共団体(都道府県や市区町村) |
| | 控除額 | ①(寄附金－5千円)×10%
②(寄附金－5千円)×(90%－対象者の所得税率)
①+②を市・県民税所得割額から税額控除 |
- 《控除額は総所得金額の30%が限度額になります》
※県と市では、この条例の指定範囲を「宮城県内の主たる事務所を有する法人」と指定しています。詳しくは市民税課へお問い合わせください。
- ☒ 市民税課（内線404）

住宅借入金等特別控除の申告は お済みですか？

平成11年から平成18年までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けている方が対象です。

所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を、翌年度の市・県民税から減額される調整措置が、平成20年度から導入されました。

今年もこの対象となる方は、平成21年度の市・県民税の所得割分から控除することができません。控除を受けるためには申告が必要となりますので、3月16日(月)までに申告書を提出してください。

なお、市のホームページに「住宅借入金等特別控除申告書作成ツール」を掲載していますので、ご利用ください。

手続き方法

「住宅借入金等特別控除申告書」と「源泉徴収票」(原本)を提出してください。
※事前に居住年月日を確認してください。
◇給与所得のみで、所得税の確定申告をしない方(年末調整済みの方) ↓市内各申告受付会場へ提出してください。申告書は各会場に用意してあります。

所得税の確定申告をする方 ↓確定申告書とともに税務署に直接提出してください。

◇注意を！
昨年は該当すると思われる方に通知をしましたが、今回より通知はしません。該当期間中(平成28年度分まで)、控除の対象になる方は毎年申告書の提出をお願いします。提出がない場合は控除を受けられませんのでご注意ください。

☎ 市民税課 (内線 364・278)

税務署からのお知らせ

◆外国船乗組員の確定申告について
【問】 私は、1年3カ月の予定で、外国法人A社漁船の乗組員として乗船し、平成20年中の大半は日本を離れていました。しかし、家族は日本に住んでいて、下船期間は日本に帰り、家族と過ごしています。私は、日本での確定申告が必要ですか？
【答】 あなたの場合、「居住者」と判断されますので、確定申告が必要な場合があります。

居住者とは・・・
国内に住所を有し、または現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいいます。

住所の判定
所得税法上の住所とは、その者の「生活の本拠」をいい、船舶の乗組員の住所は、その者の配偶者、その他生計を一にする親族の居住している地またはその者の勤務外の期間中通常滞在する地が国内にあるかどうかにより判定することになります。

従って、あなたの場合、日本に家族がいて、下船時は家族とともに生活していますので、住所は国内にあると判断されます。

確定申告
以上により、外国船乗組員としての勤務が1年以上であっても、居住者と判断されることから、一定の所得を有する場合など、確定申告が必要な場合があります。なお、技術指導などで外国に居住している方の場合は、非居住者となる場合があります。

外国税控除額
居住者の所得について外国で課税された場合には、その外国所得税の全部または一部を確定申告の際、所得税の額から控除することができます。この控除を受けるためには、確定申告書に外国税額控除の額およびその計算に関する明細書の記載があり、かつ、外国所得税を課せられたことを証する書類(税の名称および金額などを記載した書類)などの添付が必要です。

☎ 石巻税務署個人課税部門 ☎22-4151

公的年金から、 市・県民税の特別徴収 (天引き)が始まります

対象となる方は？
前年中に公的年金等の支払いを受けた方で、平成21年4月1日現在、65歳以上で公的年金等(老齢基礎年金等)を受給されている方

公的年金を受給している方は、いままです納税組合や納付書・口座振替により納めていた公的年金に係る個人住民税(市・県民税)が、平成21年10月から、公的年金から天引きされるようになります。このしくみを個人住民税の特別徴収制度といえます。

対象となる税額は？
公的年金等に係る所得割額および均等割額
※公的年金等の他に給与所得などがある方は、別途徴収されます。

対象となる年金は？
老齢基礎年金等が対象となります。障害年金や遺族年金は対象となりません。

徴収の方法は？
下の表をご覧ください。

☎ 市民税課 (内線 364)

★平成21年度の徴収方法(特別徴収を開始する年度分)

徴収方法	年金からの天引き(特別徴収)				
	納付書で納める(普通徴収)	年金からの天引き(特別徴収)			
徴収月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

★平成22年度以降の徴収方法

徴収方法	年金からの天引き(特別徴収)				
	年金からの天引き(特別徴収)				
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月
税額	前年度後半に納めた額の1/3ずつ			年税額から同年度前半に納めた額を差引いた残額を1/3ずつ	